

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年1月15日（火）第2872号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告

## 示

○有害がん具の指定の一部改正	（青少年男女共同参画課取扱い）	1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（5件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	5
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い）	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）	（鹿児島地域振興局取扱い）	6
	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	7
○落札者等の公告	（管財課取扱い）	7

## 公

## 告

## 告 示

## 鹿児島県告示第15号

昭和61年6月16日鹿児島県告示第1063号の2（有害がん具の指定）の一部を次のように改正し、平成25年1月15日から施行する。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

本文中「第9条第2項」を「第12条第2項」に、「有害がん具類等」を「有害ながん具刃物等」に改める。

表構造の項中「手動により」を削り、「充てんされた」を「充填された」に、「弾丸」を「弾丸」に改め、同表機能の項中「装てんし」を「装填し」に改める。

## 鹿児島県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡肝付町南方字大牟禮2040番35，字乙田2312番，2317番1，2317番2
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月22日鹿児島県告示第1455号（2に係るものに限る。）、平成元年8月23日鹿児島県告示第1458号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

鹿屋市吾平町麓字松吹6075番，6087番1，6087番3から6087番5まで，輝北町上百引字後ヶ谷3246番2，3251番2，3253番2，3253番乙，字西堀切原3254番3，3254番4，3256番3，3257番2，字中原西3997番2，4001番2，4002番1，字隠畑4935番4，4946番2，串良町細山田字大門口843番9，850番13

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市志布志町内之倉字下原404番，字森山1057番1，1057番8，1060番2，1060番4，志布志町帖字中原3601番2（次の図に示す部分に限る。），字徳蔵3850番，字中原12302番6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

志布志市志布志町志布志一丁目2801番1，2802番2，2803番，2804番1，2804番2，志布志町帖字高城3237番2，字宇都ノ上3401番2，3402番，3402番1，3409番4，3436番2，3438番2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於郡大崎町井俣字上牧2836番7，字中牧2916番1・字下牧3004番1（以上2筆について

次の図に示す部分に限る。）、3004番3、岡別府字福岡64番（次の図に示す部分に限る。）、68番、69番1・70番5・字中園74番5・74番8・100番3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字上岡166番3、假宿字村園2150番・2152番・字大園2389番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2389番3、2389番4、2391番（次の図に示す部分に限る。）、野方字柴湯6585番5、6585番6、6586番2、字前ノ段10732番10、10732番11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市末吉町南之郷字垂門10351番3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第23号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
上村病院	薩摩川内市東開聞町9番22号

2 認定の有効期限

平成28年2月20日

### 鹿児島県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人徳洲会 東天城介護センター	大島郡徳之島町 花徳787番地3	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3番1- 1200号	徳田 虎雄	平成25年 1月1日	通所介護
合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	郡 正樹	平成25年 1月7日	福祉用具 貸与
合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	郡 正樹	平成25年 1月7日	特定福祉 用具販売

#### 鹿児島県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所愛の輪	霧島市隼人町住 吉2577番地4	合同会社百々	霧島市隼人町住 吉2577番地4	近藤百々代	平成25年 1月7日	居宅介護 支援

#### 鹿児島県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人徳洲会 東天城介護センター	大島郡徳之島町 花徳787番地3	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3番1- 1200号	徳田 虎雄	平成25年 1月1日	介護予防 通所介護
合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	郡 正樹	平成25年 1月7日	介護予防 福祉用具 貸与
合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	合同会社三樹	姶良市加治木町 本町301番地加 治木中央ビル1 階	郡 正樹	平成25年 1月7日	特定介護 予防福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
有限会社フロム薬局	霧島市隼人町真孝1013-6	平成25年1月1日	精神通院医療
スマイル薬局	出水市野田町下名6911	平成25年1月1日	精神通院医療
武岡調剤薬局	鹿児島市武岡二丁目28-2	平成25年1月1日	精神通院医療
わたせ薬局	指宿市十町1382番地6	平成25年1月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター隼人訪問看護ステーション	霧島市隼人町東郷1088-1	平成25年1月1日	精神通院医療

## 鹿児島地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所みつばちキッズ	鹿児島市紫原四丁目4番2号フューチャーヴィレッジ風と光3階	一般社団法人みつばちビレッジ	鹿児島市紫原四丁目4番2号フューチャーヴィレッジ風と光3階	原田 真琴	平成25年1月1日	児童発達支援・放課後等サービス

## 鹿児島地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年1月15日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援施設ふたば	鹿児島市吉野町726番地26	特定非営利活動法人双葉	鹿児島市吉野町726番地26	伊集院兼克	平成25年1月1日	放課後等デイサービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年 1 月 15 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ライフサポートセンターこくぶ	霧島市国分福島一丁目19番20号	特定非営利活動法人陽だまり	霧島市国分福島三丁目27番6号	伊藤 悦朗	平成25年1月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 1 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
モニタリングポスト 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機株式会社九州支社  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額  
60,375,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年11月2日